

広島県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十六年三月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

造賀八本松線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東広島市高屋町造賀二八〇七番六地先一般国道二七五号交点から 東広島市高屋町造賀二五九六番四地先まで	旧	五・八〇 <sub>〇</sub> 九・八〇	四九三・〇〇	
東広島市高屋町造賀二八〇七番六地先一般国道二七五号交点から 東広島市高屋町造賀二五九六番四地先まで	新	五・八〇 <sub>〇</sub> 九・八〇	四九三・〇〇	
東広島市高屋町造賀二五三八番一地先一般国道二七五号交点から 東広島市高屋町造賀二五九六番四地先まで	新	一一・六〇 <sub>〇</sub> 五五・〇〇	一五七・〇〇	ダブルウェイ